

東部総合処理センター破碎選別施設整備に伴う発注者支援業務

公募型プロポーザル第2次評価要領

1. 第2次評価について

市職員（5人）で構成する審査委員会（以下、「委員会」という。）において、提出された企画提案書、見積書及びヒアリング内容をもとに第2次評価を行います。

(1) 評価対象者

公募型プロポーザルの第1次評価において選定された提案書提出資格者のうち、提出期限までに企画提案書等を提出した者

(2) 評価基準（評価項目・配点）

評価分類	評価項目	配点
①業務遂行能力	企業に関する事項	10
	業務従事予定者の経験及び能力	20
②企画提案内容	業務実施方針	15
	テーマ a	15
	テーマ b	15
	テーマ c	15
③業務費用	見積金額	10
合計		100

※業務実施方針、テーマ a、テーマ b、テーマ c は次の通りとします。

業務実施方針：業務仕様書、東部総合処理センター破碎選別施設整備事業施設基本計画（以下、施設基本計画という。）を踏まえ、貴社の業務実施方針を記載して下さい。なお、以下の点については必ず明記して下さい。

- ・業務の取組み体制（組織）
- ・業務スケジュール
- ・担当技術者（管理技術者を除く）の実績

テーマ a：資源物売却に対する建設・運営事業者との業務分担について、施設基本計画を踏まえ、貴社の考える詳細な制度設計を記載して下さい。なお、以下の点について留意して下さい。

- ・市の廃棄物に対する処理責任
- ・リサイクル率向上のためのインセンティブ付与
- ・ライフサイクルコスト削減
- ・物価変動、ごみ質変動、ごみ量増減に対するリスク分担と契約変更

テーマ b：建設・運営事業者の公募条件について、施設基本計画を踏まえ、貴社の考える詳細な制度設計を記載して下さい。なお、以下の点について留意して下さい。

- ・DBO 方式における企業実績(プラントメーカー、産業廃棄物処理事業者)
- ・SPC 設立の見込み
- ・市内業者への貢献度比率

テーマ c : 施設基本計画の課題とその対処方法について貴社の考えを自由に記載して下さい。

2. 第2次評価の評価基準

① 業務遂行能力 (30 点)

- ・ 第1次評価における業務遂行能力の評価点を第2次評価の評価点とします。

② 企画提案内容 (60 点)

- ・ 業務実施方針並びにテーマ a、テーマ b、テーマ c に対しては、以下の項目を中心に審査します。
 - ・ 業務仕様書及び施設基本計画の意図を把握しているか。
 - ・ 提案内容が具体的かどうか。
 - ・ 提案内容が適切で有用的かどうか。
 - ・ 提案内容に独創性かつ実現性があるか。
 - ・ 提案資料が分かりやすいか。

評価基準は、以下の通りとします。

評価	評価内容	得点化方法
A	提案が特に優れている	配点×1.00
B	提案が優れている	配点×0.80
C	提案が標準的である	配点×0.60
D	提案がやや劣っている	配点×0.40
E	提案が劣っている	配点×0.20

- ・ 評価点の算出は、各項評価項目において各委員が算出した得点を合計し、委員数で除した数値を提案者の得点とします。
- ・ 各評価項目の得点を合計した数値を提案者の評価点とします。

③ 業務費用 (10 点)

- ・ 制限価格の算定式については、本市のホームページ (<http://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約制度>入札・契約制度(委託)>令和2年度 業務委託に係る入札・契約制度の改正について」で「令和2年度 業務委託に係る入札・契約制度の改正について(10月実施)」の「最低制限価格の算定方法」に準じます。なお、当該文中にある「最低制限価格」を「制限価格」、「予定価格」を「委託上限額」、「入札価格」

を「見積金額」、「消費税及び地方消費税相当額を除いた額」を「消費税及び地方消費税相当額を含んだ額」、「契約管理課」を「施設整備課」と読み替えるものとする。

- ・ 評価点は、上記制限価格以下での見積金額の場合を 10 点（満点）とする。なお、評価点の算定式については以下の通りであり、小数点以下 2 位以内とし、次の位を切捨てる。

$$\text{評価点} = \frac{10}{\text{委託上限額} - \text{制限価格}} \times (\text{委託上限額} - \text{見積金額})$$

ただし、委託上限額を超えるときは失格とする。

